

届出対象行為

種類・行為		景観形成重点区域(開陽台周辺区域)以外の区域	(仮称)景観形成重点区域：開陽台周辺区域
建築物	新築または移転	H:＞10m または A:＞2,000㎡	全て
	増築または改築	増築または改築 増改築により上記対象面積を超える場合 (ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合は対象外)	全て
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て
工作物	さく、堀、擁壁等	H:＞5m	全て
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H:＞10m ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるもの	全て
	風力発電設備		
	煙突その他これに類するもの	H:＞10m ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるもの	全て
	物見塔その他これに類するもの		
	彫刻、記念碑等	H:＞10m または A:＞2,000㎡	全て
	観覧車、コースター等		
	自動車車庫等の用に供する立体施設		
	アスファルトプラント		
	等製造施設		
	石油、ガス、穀物、飼料		
	等処理施設		
	汚物処理施設		
	ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	H:＞5m または A:＞2,000㎡	全て
	増築または改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 (ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10㎡以下の場合は対象外)	全て
	修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	S:＞3,000㎡ (農林業を営むための行為は除く)
開発行為等／土地の形質の変更		S:＞3,000㎡または法面・擁壁 H>5m(都市計画区域内) S:＞10,000㎡または法面・擁壁 H>5m(都市計画区域外)	全て 全て
土石の採取、鉱物の採掘		規定なし	
屋外広告物の表示、掲出		規定なし	
立木の伐採		規定なし	S:＞10,000㎡ (間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木または危険な立木の伐採は除く)
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積(工事用現場資材等の一時的なものを除く)		S:＞3,000㎡(都市計画区域内) S:＞10,000㎡(都市計画区域外)	－
その他町長が指定するもの		－	

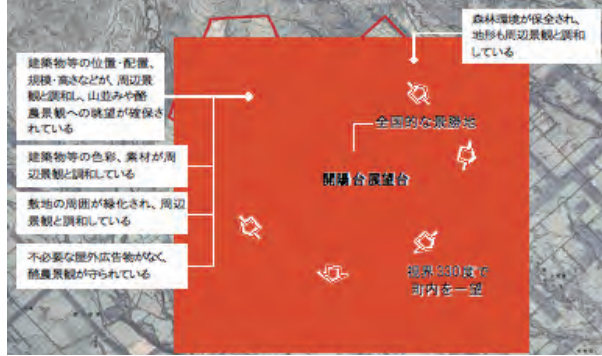
※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載 ※H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

北海道中標津町

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

8つの区域ごとの景観形成基準

1 開陽台周辺区域
※景観形成重点区域：景観計画区域のうち景観形成において特に重要な区域として指定



「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成を図ります。

2 空港周辺区域
(空港の敷地から、概ね 2,000m の範囲内)



「道東地域の入口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成を図ります。

3 国道272号バイパス沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域)



「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道景観形成を図ります。

4 中標津市街地中心区域
(都市計画用途地域における商業地域の区域)



まちの拠点として「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成を図ります。

5 中央通(道道13号・774号)・大通(道道69号)沿いの区域
(都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域) ※4の地域を除く



まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成を図ります。

6 中標津市街地区域
(都市計画用と地域における商業地域を除く区域) ※3・4・5の地域を除く



自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成を図ります。

7 計根別市街地及びその他の集落区域
(計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等)



各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成を図ります。

8 自然・農村景観区域
(1～7 以外の全域)
※都市計画区域白地地域を含む



まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成を図ります。

中標津町景観計画
ダイジェスト版

町民、活動団体、事業者、行政の『協働』による景観まちづくりを進めていくため、中標津町景観計画を策定しました。

景観計画策定の背景

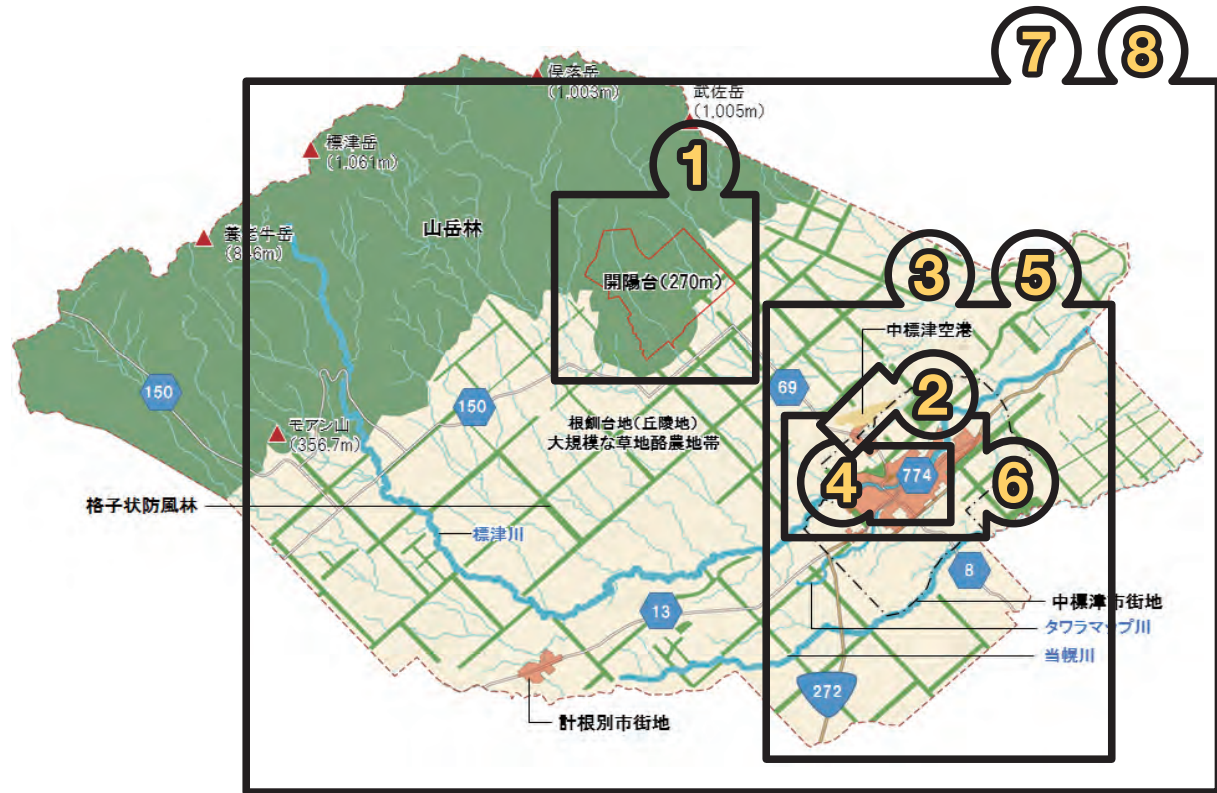
- ・独自条例のもとに、北海道内でも先進的に景観の取り組みを行ってきました
- ・町民を中心とした活動団体による取り組みが増え、多様化しました
- ・景観法の制定など中標津町の美しい景観の魅力をさらに高められる環境になりました

景観計画策定の目的

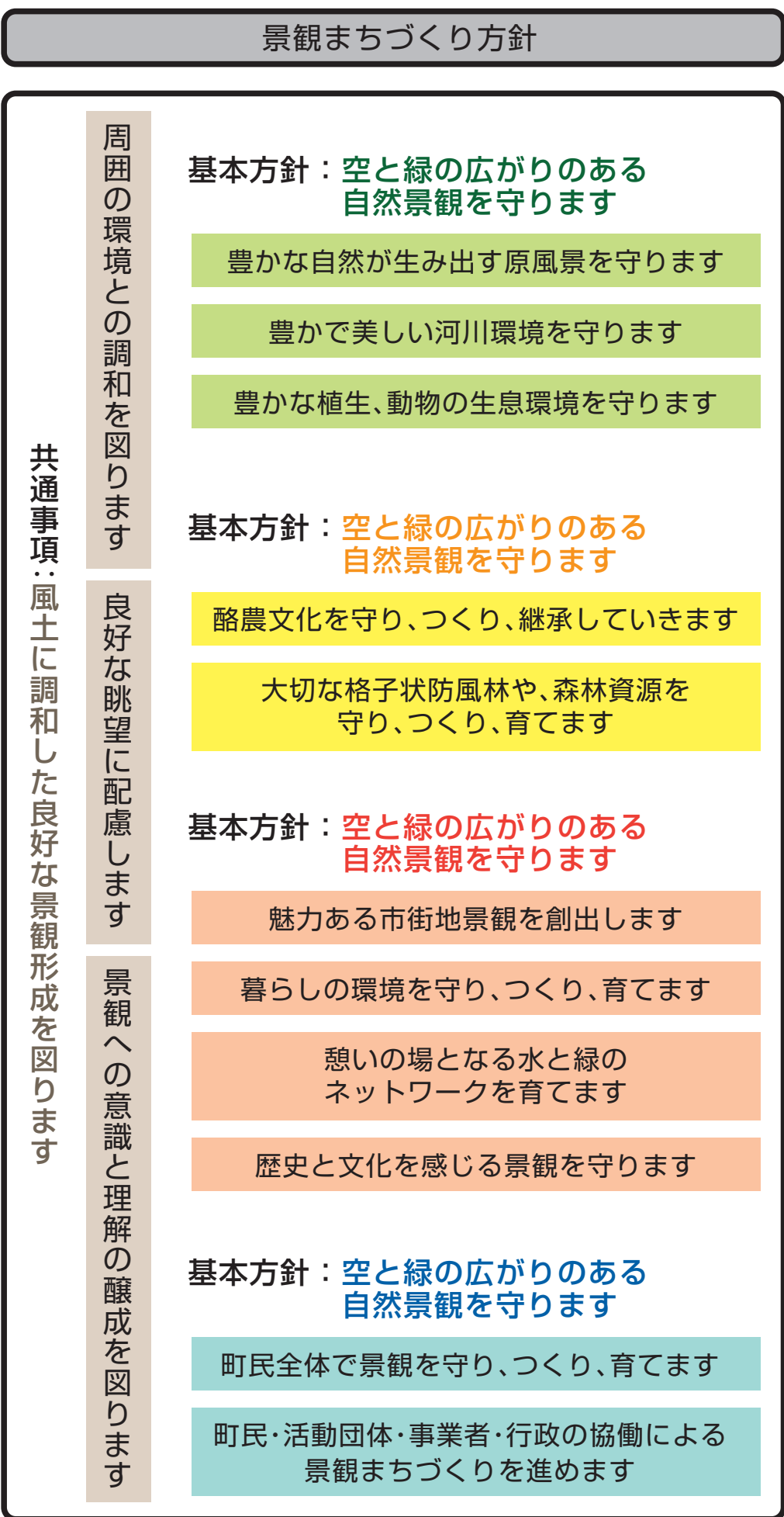
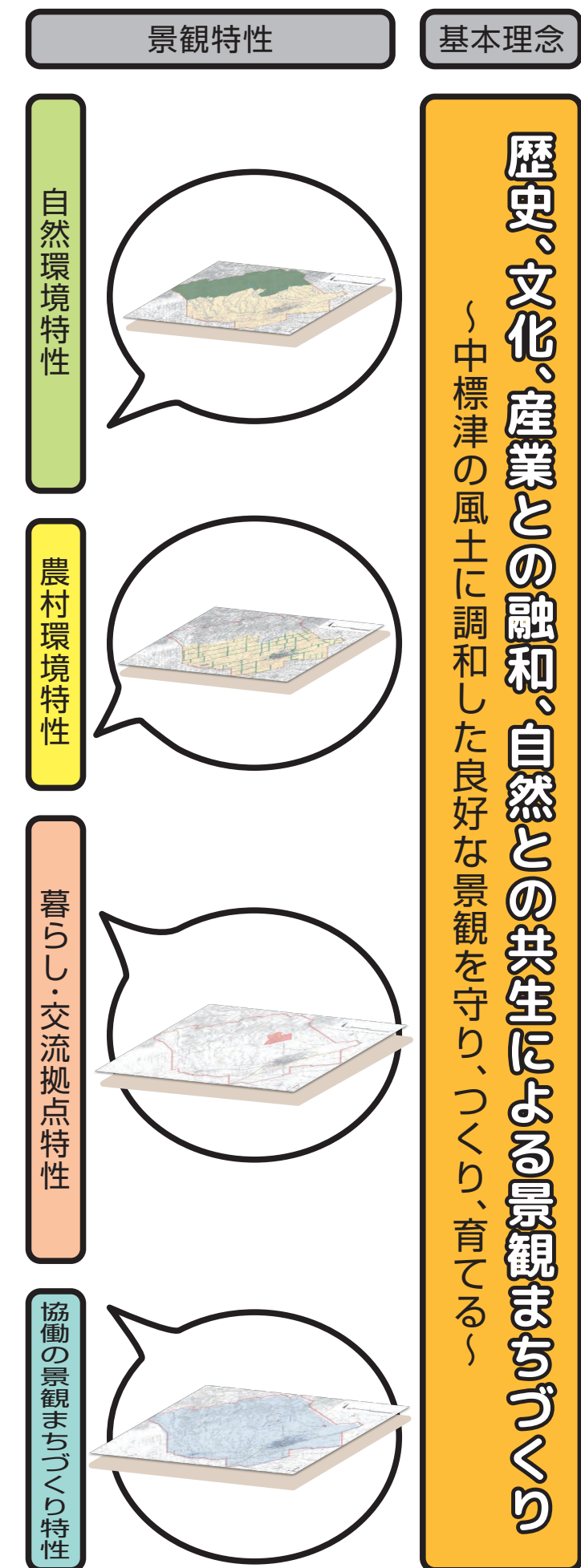
「まちへの誇りや愛着を持てる“ふるさとなかしべつ”」「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世へ引き継いでいく

景観計画の対象区域は行政区域全域です

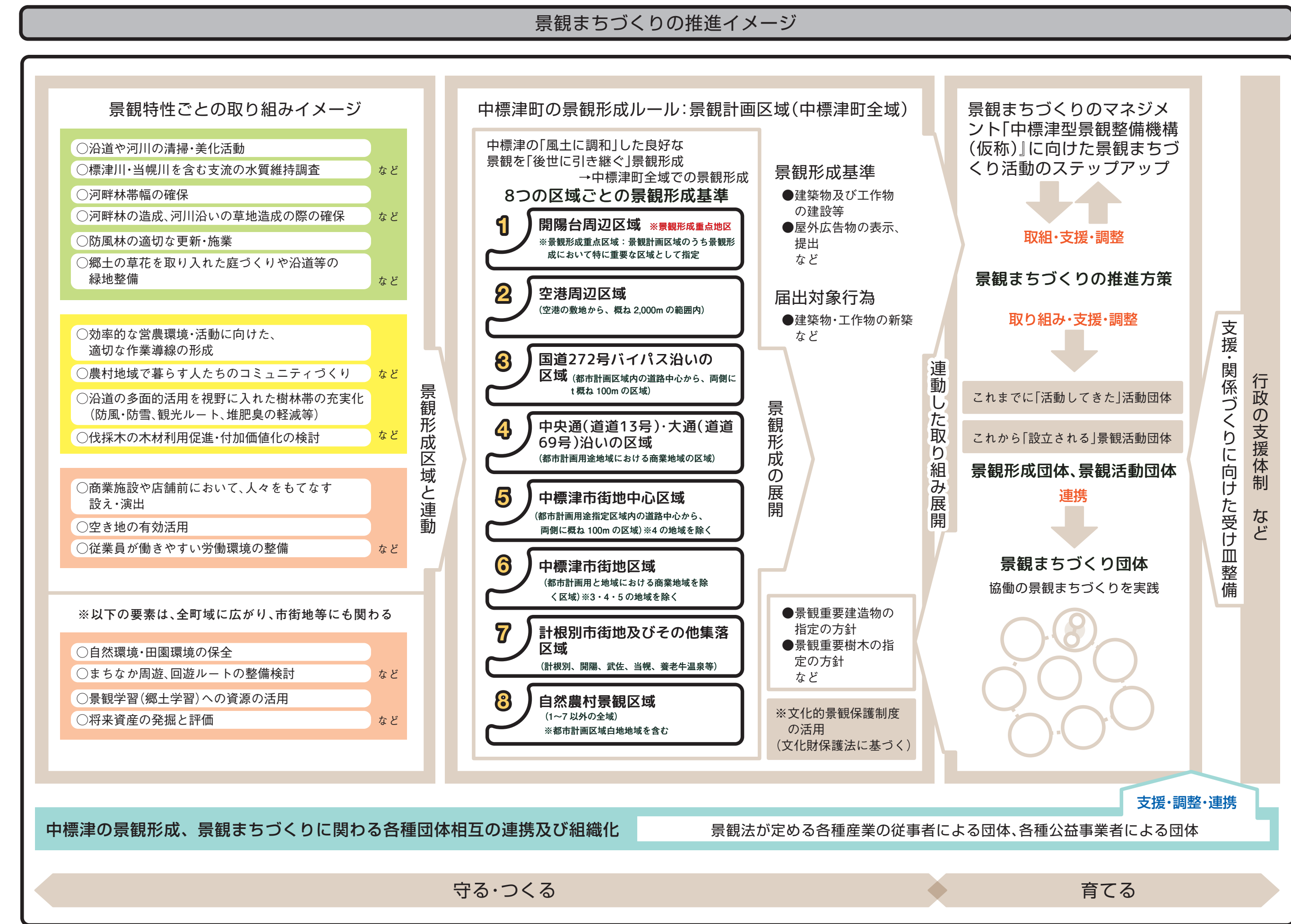
中標津町の良好な景観の形成を行うため、地域別の特徴を踏まえた「8つの区域ごとの景観形成基準」を定めます。



景観計画の全体像



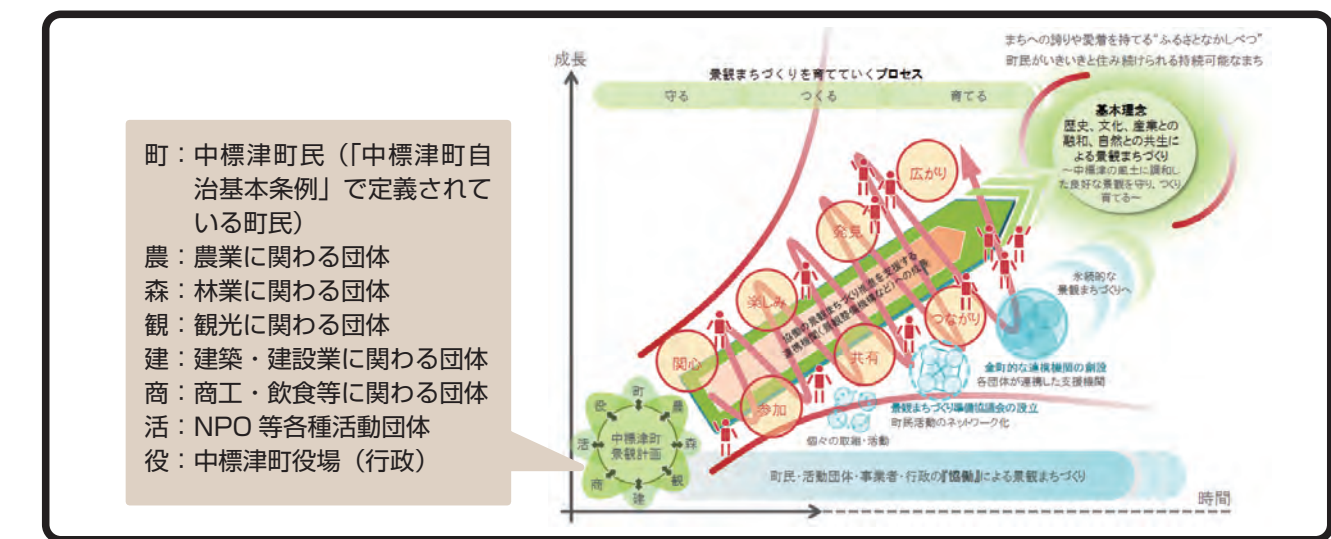
景観計画の全体像



『協働』の景観まちづくりを実践する「景観まちづくり団体」



景観まちづくりを育てていく過程



中標津型景観整備機構(仮称)のイメージ

